

(仮称)福島市子ども計画の概要(案)

1 計画策定の趣旨

本市は、令和3年度に「福島市子どものえがお条例」を制定し、地域の宝であり将来の主人公である子どもたちを大切に、地域全体で子ども・子育てを応援していくことを定めるとともに「子ども・子育て新ステージプラン」に基づき、待機児童対策をはじめとする子ども・子育て支援施策を推進しています。

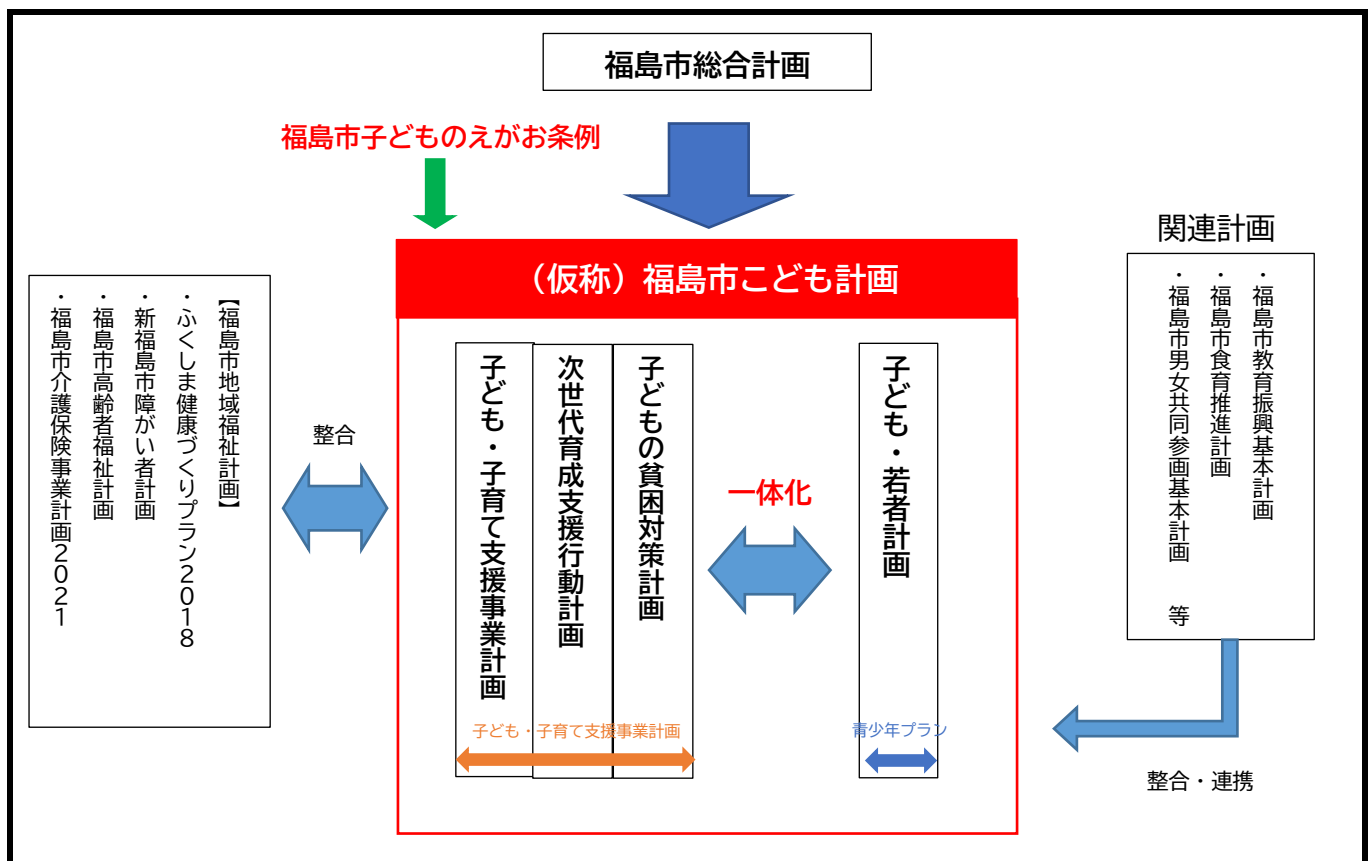
今般、令和6年度が「子ども・子育て新ステージプラン」計画期間の最終年度であることから、新たな子ども・子育て支援計画を策定します。

策定にあたり、これまで実施してきた施策の成果課題等を踏まえつつ、少子化が加速するなか、多様化する子育て世代のニーズや地域の実情に応じ、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援を行い、こどもファーストの社会を目指した計画とします。

【留意点】

- ①福島市子どものえがお条例に基づき、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定する。また、策定に当たり、令和5年4月に制定された「こども基本法」を勘案した本市の「こども計画」として位置づけた計画として策定を行う。
- ②現計画の「子ども・子育て支援計画」と「青少年プラン」を統合した計画として策定する。

2 計画の位置づけ



3 計画の対象

生まれる前(妊婦)・こども(0歳から概ね18歳まで)及び若者(概ね13歳から30歳まで)とその家族を対象とする。
※ただし、施策によっては40歳未満まで含む

0～5歳(妊婦含む)	6～12歳	13～18歳	19～30歳
乳幼児期	学童期	思春期	青年期
こども			
若者			

4 計画期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とする。

5 基本理念(案)

こどもファーストのまちづくり ～こども・若者のえがおあふれる福島市～

6 基本目標(イメージ)

I こどもが健やかに成長できる環境づくり

○将来を担うこどもがひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢を育むことができる環境を創出します。

II 安心して生み育てられる環境づくり

○働き方や家族構成等の多様化によるライフスタイルの変化に対応した切れ目ない支援を行います。

III こどもと子育て家庭を支える教育・保育の環境づくり

○幼児教育・保育施設等、子育て支援や相談体制の充実を図り、質の高いサービスを提供する施策を実施します。

IV 若者が自立し、自らの意思で将来を選択できる環境づくり

○社会を支える若者が夢に向かってチャレンジし、多様な分野で活躍できる仕組みづくりを推進します。

V こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり

○地域資源を生かした子育て環境づくりに取り組むため、教育・保育だけでなく関係機関との連携による、安心で安全な環境を創出します。

7 施策の体系イメージ

基本目標	施策の方向性	主な取組
Ⅰ こどもが健やかに成長できる環境づくり	1 こどもの意見表明・参画の促進	・ こどもの権利に関する学習機会 ・ こどもの意見表明・参加の仕組み・機会の確保
	2 こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	・ 安心して過ごせる居場所づくり ・ 遊びや体験活動の充実
	3 こどもを守る取組・支援・防止・相談	・ 児童虐待防止対策
		・ 社会的養護を必要とする子どもへの支援
		・ ヤングケアラー支援
		・ 自殺対策、不登校、ひきこもりへの支援
		・ 情報リテラシーの向上
Ⅱ 安心して生み育てられる環境づくり	1 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	・ 妊娠、出産、子育てトータル支援の実施 ・ 子育てに関する相談体制の充実 ・ 仕事と子育てが両立できる環境整備の推進
	2 生活に困窮を抱える子育て家庭への支援	・ 生活困窮家庭への支援 ・ ひとり親家庭への支援
	3 こどもの発達・成長に応じた支援	・ 発達に課題や障害がある子どもへの支援
		・ 特別な支援を要する子どもへの教育の充実
		・ 幼児教育・保育施設の整備と運営事業者の支援
		・ 放課後児童クラブの整備
Ⅲ こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境づくり	1 乳幼児から学童期までの教育・保育施設の整備	・ 幼児教育・保育施設の整備と運営事業者の支援 ・ 放課後児童クラブの整備
	2 質の高い教育・保育サービスの提供	・ 就学前の教育・保育の質の向上
		・ 多様な保育・保育サービスの充実
Ⅳ 若者が自立し、自らの意思で将来を選択できる環境づくり	1 すべての若者のすこやかな育成支援	・ 若者の活動・社会参画の機会の充実 ・ 若者の居場所の充実
	2 若者の課題解決に向けた支援	・ 職業教育と就労支援
		・ 仕事と子育てが両立できる環境整備の推進
Ⅴ こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり	1 地域におけるこどもと若者・子育て支援	・ 子育て関連団体への支援 ・ 地域子育て支援体制の強化
	2 こどもと若者と子育て世帯に選ばれる環境の整備	・ 子育て・教育で選ばれるまちづくり
		・ こどもと若者の安心・安全の確保

8 こども・若者・子育て当事者等への意見聴取(こども基本法第11条)

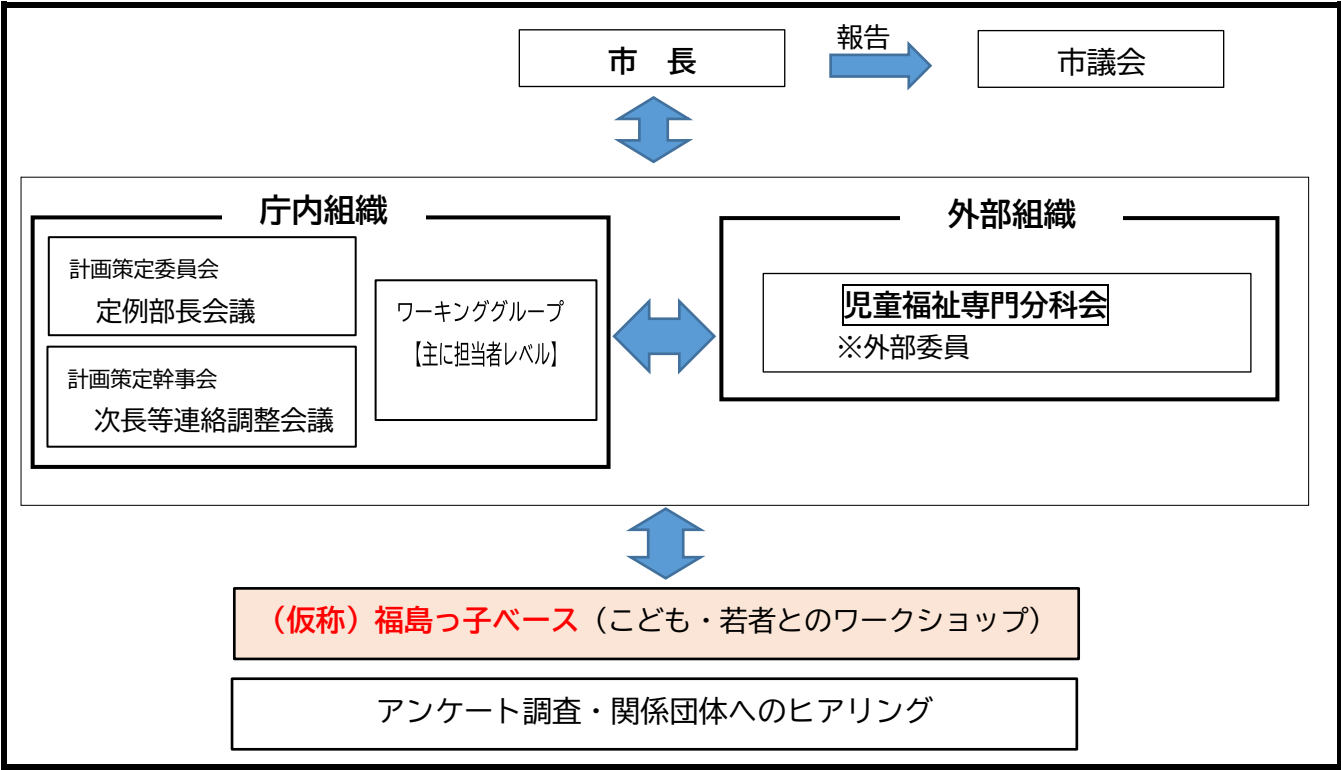
●アンケート調査(未就学児及び小中学生の保護者、小中高校生、若者)

調査内容	調査対象者	件数	抽出方法
幼児教育・保育ニーズ調査	未就学児の保護者（ひとり親・障がい児含む）	2,000	無作為抽出
	小学生の保護者（ひとり親・障がい児含む）	2,000	学校単位
生活実態調査	小学5年生の保護者	2,000 （※対象者すべて）	学校単位
	小学5年生		
	中学2年生の保護者	2,000 （※対象者すべて）	
	中学2年生		
	高校生～30歳未満	1,000	無作為抽出

●こども・若者とのワークショップの開催(中高生、大学生、社会人)

●関係団体へのヒアリングの実施(学び育つ施設、地域の事業者、地域の人)

9 (仮称)福島市こども計画策定体系図



10 策定スケジュール

時期		策定事務			児童福祉専門分科会
		全体	アンケート	こども・若者意見聴取	
令和5年度	2月	□骨子作成			○第2回分科会 ・概要説明
令和6年度	4月		・アンケート作成		
	5月		・アンケート調査実施 (～6月上旬締切)	○5回程度開催予定 (仮称) 福島っ子ベース	○第1回分科会 ・アンケート原案協議
	6月				
	7月		・アンケート集計、分析		
	8月		・アンケート報告書		○第2回分科会 ・アンケート集計状況報告 ・素案協議
	9月				
	10月				○第3回分科会 ・素案協議
	11月				○第4回分科会 ・素案協議
	12月	□素案作成 ・パブリックコメント実施(12月)			
	1月	・結果公表(ホームページ)			○第5回分科会 ・パブリックコメント結果 ・原案協議
	2月	□原案作成			
	3月	・議会報告			○第6回分科会 ・原案報告